

議員提出議案第1号

知立市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年3月18日提出

提出者	知立市議会議員	杉	浦	弘	一
賛成者	知立市議会議員	杉	山	千	春
	〃	中	野	智	基
	〃	石	川	智	子
	〃	佐	藤		修

知立市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年知立市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条各号に掲げる計画等を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは」を「次条に規定する事件につき」に改める。

第3条各号を次のように改める。

(1) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期的な計画等のうち次に掲げるものを策定し、変更し、又は廃止すること。

- ア 知立市男女共同参画プラン
- イ 知立市公共施設等総合管理計画
- ウ 知立市地域福祉計画
- エ 知立市障がい者計画
- オ 知立市子ども・子育て支援事業計画
- カ 健康知立ともだち21計画
- キ 知立市環境基本計画
- ク 知立市一般廃棄物処理基本計画
- ケ 知立市緑の基本計画

コ 知立市都市計画マスタープラン

サ 知立市水道ビジョン

シ 知立市下水道ビジョン

ス 知立市文化芸術推進基本計画

(2) 都市宣言を制定し、変更し、又は廃止すること。

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、知立市住生活基本計画の計画期間満了に伴い、同計画を議決すべき事件から削り、及び都市宣言を同事件に加えるため必要があるからである。

知立市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議員提出議案第1号、参考資料)

改正後	改正前
(議会の議決) 第2条 市長その他の執行機関は、<u>次条に規定する事件につき</u>、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更は除くものとする。 (議決すべき事件) 第3条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期的な計画等のうち次に掲げるものを策定し、変更し、又は廃止すること。</u> <u>ア 知立市男女共同参画プラン</u> <u>イ 知立市公共施設等総合管理計画</u> <u>ウ 知立市地域福祉計画</u> <u>エ 知立市障がい者計画</u> <u>オ 知立市子ども・子育て支援事業計画</u> <u>カ 健康知立ともだち21計画</u> <u>キ 知立市環境基本計画</u> <u>ク 知立市一般廃棄物処理基本計画</u> <u>ケ 知立市緑の基本計画</u> <u>コ 知立市都市計画マスタープラン</u> <u>サ 知立市水道ビジョン</u> <u>シ 知立市下水道ビジョン</u> <u>ス 知立市文化芸術推進基本計画</u> <u>(2) 都市宣言を制定し、変更し、又は廃止すること。</u>	(議会の議決) 第2条 市長その他の執行機関は、<u>次条各号に掲げる計画等を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは</u>、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更は除くものとする。 (議決すべき事件) 第3条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 知立市男女共同参画プラン</u> <u>(2) 知立市公共施設等総合管理計画</u> <u>(3) 知立市地域福祉計画</u> <u>(4) 知立市障がい者計画</u> <u>(5) 知立市子ども・子育て支援事業計画</u>

改正後	改正前
	(6) <u>健康知立ともだち21計画</u> (7) <u>知立市環境基本計画</u> (8) <u>知立市一般廃棄物処理基本計画</u> (9) <u>知立市住生活基本計画</u> (10) <u>知立市緑の基本計画</u> (11) <u>知立市都市計画マスタープラン</u> (12) <u>知立市水道ビジョン</u> (13) <u>知立市下水道ビジョン</u> (14) <u>知立市文化芸術推進基本計画</u>